

古殿町地域防災計画

【資料編】

(平成26年8月)

古殿町防災会議

目 次

【資料編】

1. 古殿町の概況

1-1-1 町地目別面積調	1
1-1-2 古殿町の主な山岳	1
1-1-3 古殿町の主な河川	1

2. 防災組織の整備・充実

1-2-1 古殿町防災会議条例	2
1-2-2 古殿町防災会議委員名簿	4
1-2-3 自主防災組織の状況	5
1-2-4 災害時における相互応援協定書	6
1-2-5 大規模災害時の相互応援に関する協定書	10

3. 水害予防対策

1-3-1 重要水防区域	14
1-3-2 水位観測	15
1-3-3 河川巡視責任者	15

4. 地すべり、山崩れ災害予防対策

1-4-1 地すべり危険箇所	16
1-4-2 土石流危険溪流箇所	16
1-4-3 急傾斜地危険箇所	18
1-4-4 崩壊土砂流出危険地区	18
1-4-5 砂防指定地	19
1-4-6 土砂災害警戒区域	20

5. 火災予防対策

1-5-1 消防施設及び消防団員等の現有勢力	21
------------------------	----

6. 避難対策

1-6-1 指定避難所等調	22
---------------	----

7. 応急活動体制

1-7-1 古殿町災害対策本部条例・組織	23
----------------------	----

8. 職員の動員配備	
1-8-1 古殿町職員非常配備計画	30
9. 災害情報の収集伝達	
1-9-1 休日及び勤務時間外災害連絡表	31
1-9-2 休日及び勤務時間外の気象通報連絡表	31
1-9-3 被害認定基準	32
1-9-4 専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調	33
1-9-5 災害時優先電話一覧	33
10. 消防計画	
1-10-1 市町村消防及び災害相互応援協定の状況	34
11. 自衛隊災害派遣	
1-11-1 自衛隊派遣要請連絡先	34
1-11-2 隊員宿舎及びヘリポート調	34
12. 緊急輸送対策	
1-12-1 町所有車両調	35
13. 文教対策	
1-13-1 県・町指定文化財一覧	36
14. 地震対策計画	
1-14-1 気象庁震度階級	39

【資料編（様式等）】

1. 応急公用負担等の実施

2-1-1	公用負担命令書	40
2-1-2	公用負担命令権限証	40

2. 災害情報の収集伝達

2-2-1	被害状況報告書	41
-------	---------	----

3. 救助・救急

2-3-1	救出用車両調達先調書	49
-------	------------	----

4. 避難所の設置・運営

2-4-1	避難状況調	49
2-4-2	避難場所収容者名簿	50
2-4-3	ボランティア名簿	51
2-4-4	避難収容台帳	52
2-4-5	避難所用品物品受払簿	52
2-4-6	避難所設置及び収容状況	52
2-4-7	避難所開設用施設及び器物借用簿	52
2-4-8	罹災者救出状況記録簿及び修繕簿	53
2-4-9	罹災者救出用機械器具修繕簿	53
2-4-10	罹災者救出用機械器具燃料受払簿	53

5. 救援対策

2-5-1	飲料水供給記録簿	54
2-5-2	給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿	54
2-5-3	給水用機械器具修繕費	54
2-5-4	炊き出し給与簿	55
2-5-5	食料現品給与簿	55
2-5-6	炊き出しその他による食料給与物品受払簿	55
2-5-7	炊き出し用物品借用簿	55
2-5-8	救助物資受払簿	56
2-5-9	救助物資引継書	56
2-5-10	世帯構成員別被害状況調	56
2-5-11	救助物資購入(配分)計画表	57

6. 被災住宅に対する応急措置

2-6-1	応急仮設住宅入居該当者調	57
2-6-2	応急仮設住宅該当対象者選定調書	57

2-6-3	応急仮設住宅入居者台帳	58
2-6-4	住宅応急修理記録簿	58
2-6-5	応急修理該当者調	58
2-6-6	応急修理施行対象者選定調書	59
7. 医療（助産）救護		
2-7-1	救護班編成及び活動記録簿	59
2-7-2	医薬品衛生材料受払簿	60
2-7-3	病院診療所医療実施状況	60
2-7-4	救護班出動編成表	60
2-7-5	救護班診療記録簿	61
2-7-6	救護班医薬品衛生材料使用簿	61
2-7-7	助産台帳	61
8. 防疫及び保健衛生		
2-8-1	被害状況報告書	62
2-8-2	防疫活動状況報告書	63
2-8-3	災害防疫業務完了報告書	64
2-8-4	地区別被害調査票	64
9. 死者の捜索、遺体の処理等		
2-9-1	死体捜索状況記録簿	65
2-9-2	死体捜索用機械器具燃料受払簿	65
2-9-3	死体捜索用機械器具修繕簿	65
2-9-4	死体処理台帳	65
2-9-5	埋葬台帳	66
10. 障害物除去対策		
2-10-1	障害物除去該当者調	66
2-10-2	障害物除去該当者選考調書	66
2-10-3	障害物除去の実施状況記録簿	67
11. 文教対策		
2-11-1	被災教科書調及び教科書学用品交付簿	67
2-11-2	学用品購入（配分）計画書	67
2-11-3	学用品受払簿	67
2-11-4	教科書購入（配分）計画書	68

1. 古殿町の概況

資料1-1-1 町地目別面積調

(単位：Km²)

	計	田	畑	山林	原野	池沼	宅地	雑種地	その他
面積	163.47	6.73	6.31	72.4	2.59	0.01	1.93	2.64	70.86
構成比	100	4.1	3.9	44.3	1.6	0.1	1.2	1.6	43.2

資料1-1-2 古殿町の主な山岳

山名	住所	標高
三株山	古殿町大字松川字三株	842m
芝山	古殿町大字山上字芝山	819m
大黒山	古殿町大字山上字悪原	787m
犬仏山	古殿町大字山上字犬仏	787m
大辻山	古殿町大字大久田字ヲテマ	736m
鎌倉岳	古殿町大字松川字集り	669m

資料1-1-3 古殿町の主な河川

河川名	水位	延長
鮫川	3.2m	24km
大平川	1.5m	14.3km
大久田川	1.5m	4.7km
小松川	1.5m	6.5km

2. 防災組織の整備・充実

資料1-2-1 古殿町防災会議条例

○古殿町防災会議条例

昭和37年12月28日条例第23号

改正 平成12年 3月 7日条例第10号

平成24年 9月26日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、古殿町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 古殿町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(平24条例16・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、30人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(平24条例16・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 2 - 2 古殿町防災会議委員名簿

古殿町防災会議委員名簿

No.	委員の種別		所属機関	職 名	氏 名
1	会 長		古殿町	町長	岡部 光徳
2	1号	指定地方行政 機関	関東森林管理局福島森林管理署 白河支署	支署長	相原 慎二
3			東北農政局福島地域センター		三橋 芳弘
4	2号	県の職員	県中地方振興局	局長	橋本 明良
5			県中保健福祉事務所	所長	山口 靖明
6			県中農林事務所須賀川農業普及 所	所長	舞木 知子
7			石川土木事務所	所長	青木 隆直
8	3号	県警察の 警察官	石川警察署	署長	渡邊 素
9	4号	町の職員	古殿町役場	副町長	濱津 篤
10				総務課長	渡邊 隆生
11				地域整備課長	鈴木 一彦
12				産業振興課長	水野 信介
13				住民税務課長	佐川 良子
14				生活福祉課長	佐川 孝佳
15				保育所長	佐川 幸平
16				教育次長	瀬谷 安弘
17				公民館長	野崎 貴弘
18				幼稚園長	森 成子
19	5号	教育長	古殿町教育委員会	教育長	大樂 宣和
20	6号	消防機関	古殿町消防団	団長	小澤 昌男
21			須賀川地方広域消防本部	消防長	南條 英一
22	7号	指定公共機 関、指定地方 公共機関	(株)NTT東日本一福島 郡山支店	支店長	天童 敏明
23			東北電力(株)須賀川営業所	所長	鈴木 一夫
24			福島交通(株)石川営業所	所長	佐藤 秀男
25	8号	自主防災組織 を構成する 者、学識経験 者	古殿町区長会	会長	南條 一夫

資料 1 - 2 - 3 自主防災組織の状況

番号	組織の名称	職名	人員	備考
1	上松川区自主防災会	区長	213	
2	竹貫区自主防災会	区長	222	
3	田口区自主防災会	区長	134	
4	鎌田区自主防災会	区長	116	
5	仙石区自主防災会	区長	70	
6	論田区自主防災会	区長	131	
7	上山上区自主防災会	区長	180	
8	下山上区自主防災会	区長	148	
9	大久田区自主防災会	区長	141	
10	下松川区自主防災会	区長	248	
合計		10区自主防災会	1,603人	



災 害 時 に お け る 相 互 応 援 協 定 書

いわき市 石川町 玉川村
平田村 浅川町 古殿町

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、石川町、玉川村、平田村、浅川町及び古殿町（以下、「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を6通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年11月27日

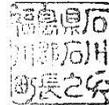
いわき市長

田家啓助



石川町長

西牧立博



玉川村長

車田次夫



平田村長

之取塔美



浅川町長

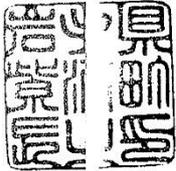
高取弘成



古殿町長

矢内克脩





大規模災害時の相互応援に関する協定書

岩手県 紫波町

福島県 古殿町



大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県紫波町及び福島県古殿町（以下「各町」という。）のいずれかにおいて災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、被災町の要請にこたえ、災害を受けていない町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

第3条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各町の災害応急措置の応援事務を担当する課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

(応援の手続き)

第4条 大規模災害が発生し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 提供を要請する物資、資機材等の品名及び数量等
- (3) 提供を要請する車両の種類及び台数
- (4) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の標識等)

第5条 応援の要請を受けた町(以下「応援町」という。)の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

(応援職員の携行品)

第6条 応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第7条 被災町は、応援のために派遣された職員(以下「応援職員」という。)に対し、宿舎のあっせん等の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担)

第8条 応援職員の派遣に要した経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町が負担する経費の額は、応援町が定める規程により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第127号)の規定に基づき応援町が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町が賠償し、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償するものとする。

(応援に要する費用の負担)

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援町が一時線替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援町の請求に基づき、被災町が負担するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び故障が生じた場合の修理費

2 前項の請求は、応援町の首長名による請求書に關係書類を添付のうえ、被災町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。

(応援に要する費用負担の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、被災町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災町と応援町の間で協議することができる。

(情報の交換等)

第 11 条 各町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換並びに調査を行うものとする。

(補 則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

(適 用)

第 13 条 この協定は、平成 17 年 4 月 15 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、双方署名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

平成 17 年 4 月 15 日

岩手県紫波町 紫波町長

藤原 孝



福島県古殿町 古殿町長

岡部光徳



3. 水害予防対策

資料1-3-1 重要水防区域

河川名	担当水防 管理 団体名	水防 (消防) 分団名	左岸 右岸 のみ	重 要 水 防 地 域						危険概要	予想される	対策 水防 工法	氾濫 面積 (ha)	摘 要 人家 (戸) 田畑 (ha)
				位 置			評定 基準	堤防						
				市町村	大字	字		A (m)	B (m)					
鮫川	古殿町	第3分団	左岸	古殿町	松川	前木	堤防高		400	溢 水	土俵積	8	人家 6 田 6、畑 1	
〃	〃	第3分団	右岸	〃	〃	仁田	〃	300		〃	〃	10	人家 30 畑 5	
〃	〃	第3分団	〃	〃	〃	横川	〃	300		〃	〃	35	人家 46 田畑 33	
〃	〃	第3分団	両岸	〃	〃	古内	〃	400		〃	〃	8	人家 13 田 2	
〃	〃	第1分団	〃	〃	鎌田	明内	〃	300		〃	〃	2	人家 8 田畑 2	

資料 1 - 3 - 2 水位観測

河川名	量水標の名称	位置	通報水位	警報水位	備考
鮫川	横川量水標	古殿町松川字横川	2.80	3.20	

資料 1 - 3 - 3 河川巡視責任者

河川名	区域	責任者		備考
		職名	氏名	
鮫川	前木	第3分団	分団長	
〃	明内	第1分団	〃	
大平川	横川	第3分団	〃	
小松川	古内	第3分団	〃	
大久田川	石神	第3分団	〃	

4. 地すべり、山崩れ災害予防対策

資料1-4-1 地すべり危険箇所

箇所名	位置	県 箇所番号
石神	古殿町大久田字石神	1 1 7

資料1-4-2 土石流危険溪流箇所

水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		県中箇所番号
鮫川	入遠野川	樋ノ口沢	古殿町	樋ノ口	0 8 9
〃	鮫 川	薄木沢	〃	薄木	0 9 0
〃	〃	八ヶ久保日向沢	〃	八ヶ久保日向	0 9 1
〃	〃	ガレン沢	〃	和久	0 9 2
〃	大久田川	大久田川	〃	大原	0 9 3
〃	〃	松久保沢	〃	松久保	0 9 4
〃	鮫 川	松風沢	〃	前木	0 9 5
〃	〃	たかでろ沢	〃	前木	0 9 6
〃	〃	滝ノ沢	〃	前木	0 9 7
〃	〃	堀越川	〃	堀越	0 9 8
〃	〃	堀越沢	〃	堀越	0 9 9
〃	大平川	寺作沢	〃	寺作	1 0 0
〃	〃	寺入沢	〃	五輪平	1 0 1
〃	〃	禅ノ上沢	〃	中ノ沢	1 0 2
〃	〃	小作沢	〃	小作	1 0 3
〃	〃	松久保沢	〃	松久保	1 0 4
〃	〃	山口沢	〃	山口	1 0 5
〃	〃	岩久保沢	〃	岩久保	1 0 6
〃	〃	戸草沢	〃	戸草	1 0 7
〃	〃	大竹沢	〃	大竹	1 0 8
〃	〃	篠久保沢	〃	篠久保	1 0 9
〃	〃	作根沢	〃	作根	1 1 0
〃	鮫 川	池ノ内沢	〃	竹貫	1 1 1
〃	〃	鹿場沢	〃	鹿場	1 1 2
〃	〃	宮前沢	〃	宮前	1 1 3
〃	〃	新田沢	〃	新田	1 1 4
〃	〃	矢野沢	〃	矢野	1 1 5

水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	県中箇所番号
鮫川	〃	甘酒沢	〃 石畑	1 1 6
〃	〃	孫六沢	〃 石畑	1 1 7
〃	〃	寺前沢	〃 寺前	1 1 8
〃	九竜川	入道沢	〃 松森	1 1 9
〃	〃	九竜沢	古殿町 入山	1 2 0
〃	鮫川	門前沢	〃 久保田	1 2 1
〃	〃	西作沢	〃 西作	1 2 2
〃	〃	鍋作沢	〃 中居	1 2 3
〃	〃	長光地沢	〃 長光地	1 2 4
〃	組矢川	若神子沢	〃 若神子	1 2 5
〃	〃	神子沢	〃 若神子	1 2 6
〃	〃	叶神沢	〃 叶神	1 2 7
〃	〃	照内沢	〃 照内	1 2 8
〃	〃	木戸脇沢	〃 木戸脇	1 2 9
〃	〃	蛭内沢	〃 蛭内	1 3 0
〃	〃	柿内沢	〃 蛭内	1 3 1
〃	〃	柿木平沢	〃 柿木平	1 3 2
〃	〃	清水沢	〃 清水	1 3 3
〃	〃	上台沢	〃 上台	1 3 4
〃	鮫川	沢川	〃 沢	1 3 5
〃	〃	青柳沢	〃 青柳	1 3 6
〃	〃	大作沢	〃 大作	1 3 7
〃	〃	荷市場沢	〃 荷市場	1 3 8
〃	〃	西度沢	〃 西渡	1 3 9
〃	〃	馬場沢	〃 馬場	1 4 0
〃	小松川	古内沢	〃 古内	1 4 1
〃	〃	入道沢	〃 入道	1 4 2
〃	大松川	落合沢	〃 仁田	1 4 3

資料 1 - 4 - 3 急傾斜地危険箇所

箇所名	位置	県中箇所番号
長光地	古殿町 鎌田字長光地	2 2 0
石畑 1 号	〃 田口字石畑	2 2 1
石畑 2 号	〃 田口字石畑	2 2 2
石畑 3 号	〃 田口字石畑	2 2 3
横川	〃 松川字横川	2 2 4
久保田	〃 田口字久保田	2 2 5
竹貫	〃 竹貫字竹貫	2 2 6
大原 1 号	〃 松川字大原	2 2 7
大原	〃 松川字大原	2 2 8
桑原 1 号	〃 松川字桑原	2 3 2
桑原 2 号	〃 松川字桑原	2 3 3
桑原 3 号	〃 松川字桑原	2 3 4
矢崎	〃 松川字横川	2 3 5
岩久保	〃 山上字岩久保	2 3 6
久保田 2 号	〃 田口字久保田	2 3 8
長光地 2 号	〃 鎌田字長光地	2 3 9
中居	〃 田口字中居	9 7 2

資料 1 - 4 - 4 崩壊土砂流出危険地区

箇所名	位置	県中箇所番号
小松川地区	古殿町 松川字三株	5 0 5 - 0 1
沢地区	〃 鎌田字沢	5 0 5 - 0 2

資料 1 - 4 - 5 砂防指定地

指 定 地	水 系	河川溪流	面 積	告示年月日
2052	鮫 川	大平川	57,000	S31. 2. 11
2069	〃	小松川	34,584	S39. 8. 31
2070	〃	大松川	1,975	S41. 8. 27
2075	〃	九竜川	10,350	S44. 3. 19
2077	〃	戸草川	10,000	S45. 9. 4
2078	〃	入山川	4,900	S45. 9. 4
2079	〃	落合川	1,300	S46. 2. 23
2081	〃	堀越川	8,280	S46. 9. 22
2089	〃	大久田川	15,260	S47. 8. 21
2090	〃	松久保沢	5,300	S49. 5. 20
2091	〃	発地窪川	8,535	S49. 12. 5
2092	〃	馬場沢川	3,900	S50. 11. 27
2093	〃	沢川	4,400	S51. 4. 27
2094	〃	湯の口川	3,270	S51. 4. 27
2095	〃	宮の前川	4,160	S54. 1. 23
2096	〃	大作川	1,800	S54. 1. 23
2098	〃	若神子沢	0,670	S59. 12. 3
2099	〃	門前川	1,360	S59. 12. 3
2102	〃	叶神沢	0,620	S60. 6. 13
2105	〃	西渡沢	0,980	H 元. 1. 21
2108	〃	青柳沢	1,000	H5. 3. 2
2114	〃	山口沢	1660	H14. 3. 14
2115	〃	岩久保沢	840	H14. 5. 8

資料 1 - 4 - 6 土砂災害警戒区域

住 所	区域名	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定区域の種類	告示番号	指定年月日
仙石字柿木平	柿木平沢	土石流	警戒区域	福島県告示 840 号	H25. 12. 27
仙石字清水	清水沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 840 号	H25. 12. 27
仙石字照内	照内沢	土石流	警戒区域	福島県告示 840 号	H25. 12. 27
仙石字楚々柳	楚々柳-1	土石流	警戒区域	福島県告示 210 号	H26. 3. 28
仙石字楚々柳	楚々柳-2	土石流	警戒区域	福島県告示 210 号	H26. 3. 28
仙石字蛭内	蛭内沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 840 号	H25. 12. 27
仙石字木戸脇	木戸脇沢	土石流	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 210 号	H26. 3. 28
鎌田字長光地	長光地	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 410 号	H26. 6. 27
鎌田字長光地	長光地 2 号	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 410 号	H26. 6. 27
鎌田字発木内	発木内	急傾斜地の崩壊	警戒区域/ 特別警戒区域	福島県告示 410 号	H26. 6. 27

5. 火災予防対策

資料1-5-1 消防施設及び消防団員等の現有勢力

	消防 ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ付 積載車	小型動力 ポンプ	消防水利		団 員 定 員	備 考
				防火水槽	消火栓		
本団						14	参考水利は 含まない
第1分団						3	
1部	1		1	4	19	34	
2部	1		2	10	10	24	
3部		2	3	18	21	39	
計	2	2	6	32	50	100	
第2分団						3	
1部		1	2	10		24	
2部		1	4	7		34	
3部	1		2	4	2	29	
計	1	2	8	21	2	90	
第3分団						3	
1部	1		1	3	29	29	
2部		1	3	10		29	
3部	1	1	5	6	17	39	
計	2	2	9	19	46	100	
合計	5	6	23	72	98	304	

6. 避難対策

資料1-6-1 指定避難所等調

(1) 指定避難所

避難施設	住所	電話番号	床面積(m ²)	収容人数(人)
古殿町公民館	松川字横川 235	0247-53-2305	300	100
町勤労者体育センター	松川字横川 236	0247-53-3280	600	200
古殿小学校	田口字寺前 208	0247-53-2049	900	300
女性・若者等活動促進施設	田口字寺前 208	0247-53-2789	700	230
古殿中学校	松川字横川 462	0247-53-3135	1,500	500

(2) 指定緊急避難場所

避難場所	住所	電話番号	備考
町民運動場	松川字横川 476	0247-53-2365	
古殿小学校校庭	田口字寺前 208-1	0247-53-2049	

(3) 福祉避難所

避難場所	住所	電話番号	備考
健康管理センター	松川字横川 94-1	0247-53-4038	

(4) 一時避難所

避難施設	住所	電話番号	避難施設の構造等
上松川集会センター	松川字横川 107		木造平屋建
竹貫集落センター	竹貫字池ノ内 5-1		木造平屋建
田口集落センター	田口字寺前 69		木造平屋建
鎌田地域農業推進拠点施設	鎌田字長光地 32-2		木造平屋建
仙石多目的集会センター	仙石字浜井場 25		木造平屋建
論田生活改善センター	論田字中ノ町 46-2	0247-53-3985	木造平屋建
上山上婦人・若者等活動促進施設	山上字竹貫田 200	0247-53-4113	木造平屋建
上山上公民館	山上字浪滝 104	0247-53-3719	木造平屋一部2階建
馬場平地区伝統文化伝承施設	山上字馬場平 274		木造平屋建
下山上多目的集会センター	山上字古殿 18-2		木造平屋建
大久田多目的集会センター	大久田字石神 52	0247-53-3982	木造平屋建
高房転作促進技術研修センター	大久田字高房 55-3		木造平屋建
下松川構造改善センター	松川字大原 162-3		木造平屋建
滝ノ平集会所	松川字滝ノ平 6-2		木造平屋建

7. 応急活動体制

資料1-7-1 古殿町災害対策本部条例・組織

○古殿町災害対策本部条例

昭和37年12月28日

条例第24号

改正 平成24年9月26日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、古殿町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例17・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

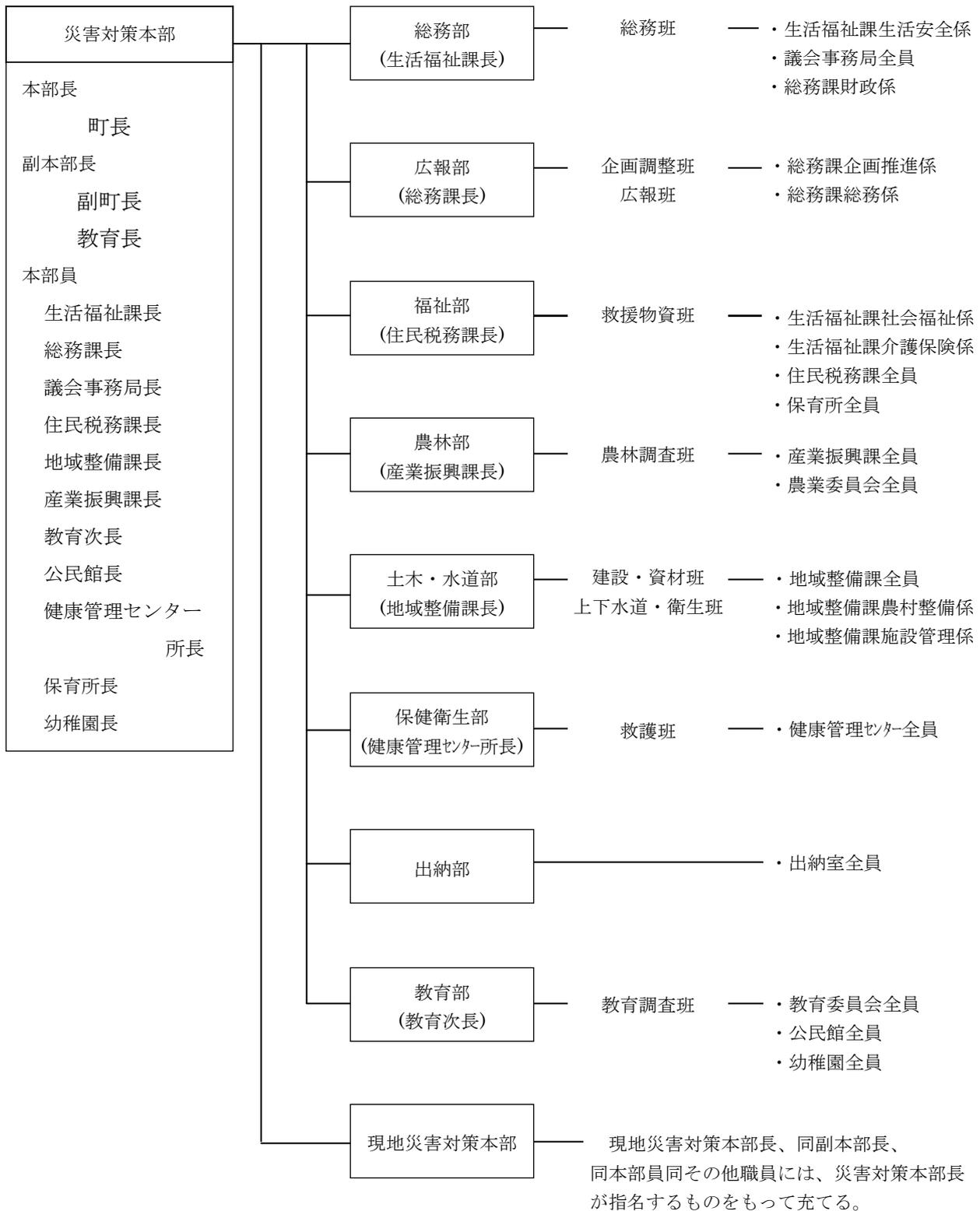
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 1 災害対策本部組織編成表



別表 2 災害対策本部事務分掌表

部名（部長）	分 掌 事 務
<p>総 務 部 （生活福祉課長）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策費の予算設置に関する事。 2. 町議会との連絡に関する事。 3. 他部会に所属しない事務に関する事。 4. 災害時における職員の動員計画に関する事。 5. 職員の非常召集に関する事。 6. 他団体、機関等に対する派遣要請の際の各部との調整に関する事。 7. 被災地への配車計画に関する事。 8. 古殿町地域防災計画に関する事。 9. 地震防災5箇年計画に関する事。 10. 自主防災組織に関する事。 11. 古殿町防災会議に関する事。 12. 古殿町災害対策本部の庶務に関する事。 13. 災害の総合対策の樹立と、各部の連絡調整に関する事。 14. 被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 15. 避難及び救出計画に関する事。 16. 消防計画に関する事。 17. 自衛隊派遣計画に関する事。 18. 他町村との総合応援協定に関する事。 19. 防災知識の普及に関する事。 20. 不明者の捜索に関する事。 21. 防災組織の整備等予防計画に関する事。 22. 火災予防対策に関する事。 23. 避難対策に関する事。 24. 防災教育に関する事。 25. 防災訓練に関する事。 26. 土地家屋等、民有財産の被害調査に関する事。 27. その他、本部長の命ずる応急対策に関する事。
<p>広 報 部 （総務課長）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害に対する広報計画に関する事。 2. 被害写真の撮影、収集及び、記録並びに県の関係機関への広報に関する事。 3. 災害にかかる公聴、苦情、相談に関する事。 (被災者の相談行政を含む)各部門の連絡調整に関する事。 4. 国県に対する被害対策の要望、並びに資料作成等、総合調整に関する事。 5. 本部長の命ずる応急対策に関する特令事項。 6. 応急救助及び応急復旧に要する労働力の供給に関する事。 7. 防災情報通信網の整備等に関する事。

部名（部長）	分 掌 事 務
福 祉 部 （住民税務課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援物資等、民間輸送事業者、その他事業者への輸送協力依頼に関する事 と。 2. 独居老人、母子家庭の被災応急対策に関する事。 3. 災害救助法に関する事。 4. 罹災救助金の給付に関する事。 5. 公共福祉施設の被害状況の調査に関する事。 6. 生活保護世帯の援護対策に関する事。 7. 一般被災世帯の援護対策に関する事。 8. 義援金配分委員会に関する事。 9. 心身障害者世帯の援護対策について、被災世帯の更生、生活福祉資金の貸 付に関する事。 10. 避難対策に関する事。 11. 応急救助のための主食及び食料品類（かんづめ、漬物類等保存食品等）、 毛布、衣料、寝具、ローソク、その他、生活必需品に関する事。 12. 被災者への税等の徴収、猶予及び減免の措置に関する事。
農 林 部 （産業振興課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林業等の公共施設の被災状況の調査及び農林業等公共施設災害の応急対 策に関する事。 2. 農林産物の災害調査及び応急対策に関する事。 3. 被災農林作物・園芸特産物の調査及び技術対策に関する事。 4. 農業気象に関する事。 5. 被災農家に対する農林金融及び農業災害補償に関する事。 6. 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調達に関する事。 7. 農業用水の確保に関する事。 8. 森林病虫害防除及び到伏木の処理対策と植林に関する事。 及び応急復旧に関する事。 9. 気象観測データ収集及び町雨量測定体制の整備による予防対策。 10. 水害予防対策に関する事。 11. 土砂災害予防対策に関する事。 12. 雪害予防対策に関する事。 13. 山林火災予防対策に関する事。 14. 商工業者の被災状況調査に関する事。 15. 被災商工業者の復旧、改善、経費資金の貸与に関する事。
保健衛生部 （健康管理センター所長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急医療対策に関する事。 2. 公共保健施設の被害状況調査に関する事。 3. 被災地への救護班の派遣及び応援要請に関する事。 4. 医薬品、衛生資材の確保配分に関する事。 5. 被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。

部名（部長）	分 掌 事 務
土木・水道部 （地域整備課長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活交通関係の被害状況調査及び通行確保に関する事。 2. 緊急輸送路の確保に関する事。 3. 農林公共土木施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 4. 町営住宅、急傾斜地及び一般住宅の被災状況調査及び応急対策に関する事。 5. 住宅被災者の仮設住宅対策に関する事。 6. 住宅被災者の応急対策資材の調達あっせんに関する事。 7. 住宅建設資金、融通等に関する事。 8. 災害時における危険箇所の表示及び通行禁止区域の設定に関する事。 9. 急傾斜地等危険区域の避難命令に関する事。（地すべりを含む） 10. 気象観測データ収集及び、町雨量測定体制の整備による予防対策。 11. 水害予防対策に関する事。 12. 土砂災害等予防対策に関する事。 13. 雪害予防対策に関する事。 14. 建物災害予防対策に関する事。 15. 上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 16. 上下水道復旧工事に関する町外業者の応援に関する事。 17. 被災地における飲料水の供給に関する事。 18. 被災地の廃棄物の処理及び清掃に関する事。 19. 被災地の環境汚染の応急対策に関する事。 20. 被災地の伝染病予防に関する事。 21. 環境衛生・食品衛生の保持に関する事。
出 納 部 （会計管理者）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助基金の出納に関する事。 2. 災害対策に係る出納に関する事。 3. 義援金の出納事務に関する事。
教 育 部 （教育長）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被害調査に関する事及び応急処置に関する事。 2. 教育委員会事務職員及び教職員の動員に関する事。 3. 被災児童生徒の学用品の支給に関する事。 4. 被災児童生徒の就学援助に関する事。 5. 児童生徒の通学及び通学対策に関する事。 6. 被災児童の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事。 7. 避難対策に関する事。

- 備考
1. 部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の職員を定め、体制を整備しておくものとする。
 2. 事務分掌にあるもののほか、必要に応じ他部の行う事項について分掌を応援するものとする。

別表 3 配備基準と配備内容

1 一般災害

(1) 災害対策本部設置前の配備

事前配備及び警戒配備に関わる指揮監督は生活福祉課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
事前配備	情報連絡のため、生活福祉課、地域整備課の少数の人員をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	(1)大雨、台風期等において、気象注意報（大雨、洪水、強風注意報等）が発表され、なお警報の発表が予想されるときで、生活福祉課長が配備を決定したとき。 (2)その他特に町長及び生活福祉課長が必要と認めたとき。
警戒配備	各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動を開始できる体制とする。	(1)大雨、洪水等の警報が発表されたとき。 (2)その他特に町長及び生活福祉課長が必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は町長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	発生災害に関係する各部各班の長は、所要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制をとり、又は災害応急活動を実施する。事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。〔災害対策本部体制〕	(1)町内で局所的に災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。 (2)複数の地域で災害の発生が予想されるとき。 (3)その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。
第二非常配備	災害対策本部の全員及び協力機関をもって災害応急対策活動を実施する体制とする。〔災害対策本部体制〕	(1)町内の複数又は全域にわたって災害が発生したとき。 (2)被害が甚大と予想されるとき。 (3)その他必要により本部長が当該配備を指令したとき。

2 地震災害

(1) 災害対策本部設置前の配備

警戒配備に関わる指揮監督は生活福祉課長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	<p>各課長及び関係各課の所要人員で災害に関する情報収集及び連絡活動を円滑に行い、災害の発生とともに直ちに災害応急対策活動が開始できる体制とする。</p> <p>○初動処理事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震情報の収集・伝達 ・関係機関との連絡調整 ・火災など二次災害の状況と見通しの状況把握 ・被害状況の収集・伝達 ・その他必要事項 	<p>(1)古殿町又はその周辺で震度4の地震が観測されたとき。</p> <p>(2)その他必要により町長及び生活福祉課長が当該配備を指令したとき。</p>

(2) 災害対策本部設置後の配備

非常配備に関わる指揮監督は町長が行う。

配備区分	配備体制	配備時期
第一非常配備	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</p> <p>所要人員は、災害対策各部の概ね2/3を配備する。</p> <p>事態の推移に伴い、第二非常配備体制に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1)古殿町又はその周辺で震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。</p> <p>(2)東日本太平洋沖を想定した地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき。</p> <p>(3)その他必要により町長が当該配備を指令したとき。</p>
第二非常配備	<p>甚大な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて、応急対策活動にあたる体制とする。</p> <p>〔災害対策本部体制〕</p>	<p>(1)古殿町又はその周辺で震度6弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>(2)その他必要により町長が当該配備を指令したとき。</p>

8. 職員の動員配備

資料1-8-1 古殿町職員非常配備計画

	班 名	配 備 要 員 の 数			
		事前配備	警戒配備	第1非常 配 備	第2非常 配 備
総 務 部 (生活福祉課) (総務課) (議会事務局)	総務第一班 (生活安全係) 総務第二班 (財政係) 総務第三班 (議会)	全員	全員	全員 全員 全員	全員 全員 全員
広 報 部 (総務課)	企画調整班 (企画調整係) 広報班 (総務係)			1 1	全員 全員
福 祉 部 (住民税務課) (生活福祉課) (保育所)	救援物資第一班 (社会福祉係・介護保険係) 救援物資第二班 (住民税務課) 救援物資第三班 (保育所)			1 1 1	全員 全員 全員
農 林 部 (産業振興課) (農業委員会)	農林調査第三班 (農政係) 農林調査第一班 (林政係) 農林調査第二班 (商工観光係)		1 1 1	2 2 2	全員 全員 全員
土 木・水 道 部 (地域整備課)	建設・資材班 (事業係) 上下水道・衛生班 (管理係)		1 1	全員 全員	全員 全員
保健衛生部 (健康管理センター)	救護班			1	全員
出 納 部 (出納室)	出納班		1	1	全員
教 育 部 (教育委員会) (公民館) (幼稚園)	教育調査第一班 (教育委員会) 教育調査第二班 (公民館) 教育調査第三班 (幼稚園)		1	1	全員 全員 全員

9. 災害情報の収集伝達

資料1-9-1 休日及び勤務時間外災害連絡表

通報の区分	連絡先		通報の際の要領
	順位	職名	
1 人命、建物その他下記以外に関するもの	1	生活福祉課長	①災害の種別 ②発生の場所 を通報 ③被害の概要
	2	生活安全係長	
2 土木に関するもの・農業に関するもの	1	地域整備課長	
	2	産業振興課長	
3 上記区分に対応して	3	町長	
	3	消防団長	

資料1-9-2 休日及び勤務時間外の気象通報連絡表

通報の区分	連絡先		通報の際の要領
	順位	職名	
1 雨等に関する注意報、警報及び火災気象通報に関するもの	1	生活福祉課長	注意報・警報及び気象情報を受信したときは、速やかに関係者に通報する。
	2	地域整備課長	
	3	生活安全係長	
2 水防警報に関するもの	1	生活福祉課長	
	2	地域整備課長	
	3	生活安全係長	
3 農業気象に関するもの	1	産業振興課長	
	2	農政係長	

資料 1 - 9 - 3 被害認定基準

被害区分		判 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が、原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体を確認することが出来ないが、死亡したことが確実な者
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者
	負 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者 (重傷) 一か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 一か月未満で治療できる見込みの者
住 家 の 被 害	住 家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。母屋より延面積の小さい建築物(同じ敷地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付属している場合は、同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付属しているものは折半して、それぞれを母屋の付属建物とみなす。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子、夫婦であっても生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を一世帯として扱う。)
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達したものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び、全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住出来ないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または、公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

資料 1-9-4 専用通信施設及びアマチュア無線局の設置場所調

設置機関	設置場所	電話番号	通信施設				
			呼出名称	空中線電力	周波数	波形式	
須賀川地方 広域消防本 部	古殿分署	53-3412	ふるどのしょうぼう 101 (固定局)	10W	265.8625	5K80ID	
			ふるどのたんく 1 (移動局)	10W			5K80ID
			ふるどのきゅうきゅう 1 (移動局)	10W			5K80ID
			ふるどのこうほう 1 (移動局)	10W			5K80ID
			すかがわ 801, 802, 803 (携帯局)	5W			5K80ID
			古殿町	古殿町役場			53-3111
			ぼうさいふるどの (移動局)	10W	60.08 466.975	F3E	
アマチュア無線	田口字山下 88	53-2525	JP7YCS	10W	144	F3	
	田口字鍋作 156	53-2423	JA7XXT	10W	144	F3	
	田口字久保田 299	53-3207	JE7FQL	10W	144	F3	

資料 1-9-5 災害時優先電話一覧

災害時優先電話一覧		53-3113 (役場)	53-3114 (役場)
各 課	電 話 番 号	事 務 分 掌	
総 務 課	53-3111 53-4611	町長秘書、職員人事、文書、表彰、行政区長、町財政、町財産、選挙など	
産業振興課	53-4613	農業・畜産・林産業の振興、農業団体の育成、農産物の生産・指導、土地改良、 新生産調整推進対策、地域振興、観光、商工業の振興など	
農業委員会	53-4614	農地転用許可、農業者年金、農用地利用など	
地域整備課	53-4615	水道、下水道、合併処理浄化槽設置、町道・農林道・河川の管理及び整備、町 営住宅、建築確認申請など	
住民税務課	53-4617	税関係証明書の発行、町民税・固定資産税・国民健康保険税の賦課及び徴収、 土地・家屋評価、軽自動車、戸籍、婚姻・死亡・出産の届、住民票等 証明書の発行、印鑑登録、国民健康保険、国民年金など	
生活福祉課	53-4616	消防、交通、防犯、生活保護、児童福祉、身体障害者福祉、老人福祉、母子福 祉、乳幼児医療、介護保険、環境衛生、防災無線など	
出 納 室	53-4619	町公金の収入・支出など	
議会事務局	53-4621	議会運営全般	
教育委員会	53-3655	学校教育、生涯学習、文化振興、国際交流など	

10. 消防計画

資料1-10-1 市町村消防及び災害相互応援協定の状況

指 定 先 市 町 村	協定締結年月	業務の種類	連絡先		備考
				電話	
いわき市	S43.9.9/H12.11.27	火災・水害	いわき市役所	0246-75-1111	
石川町	S43.8.10/H12.11.27	火災・水害	石川町役場	0247-26-2111	
平田村	S43.9.12/H12.11.27	火災・水害	平田村役場	0247-55-3111	
玉川村	S43.8.12/H12.11.27	火災・水害	玉川村役場	0247-57-3101	
浅川町	S43.8.21/H12.11.27	火災・水害	浅川町役場	0247-36-4121	
鮫川村	S43.9.7/H12.11.27	火災・水害	鮫川村役場	0247-49-3111	

11. 自衛隊災害派遣

資料1-11-1 自衛隊派遣要請連絡先

区 分				備 考
	課 名	職 名	電 話	
勤務時間内	県中地方振興局	県民環境部	024-923-1295	
	県民安全総室	災害対策課	024-521-7194	
勤務時間外	県民安全総室発行の情報ルート集により連絡			
自衛隊 郡山駐屯部隊	陸上自衛隊 第6特科連隊	第3科長	024-951-0225(内線235) (防災行政無線 811-380-01)	
	郡山駐屯地当直司令		024-951-0225(内線302) (防災行政無線 811-380-02)	

資料1-11-2 隊員宿舎及びヘリポート調

施設名	責任者氏名	住所	電話	収容能力	備考
宿舎 古殿町公民館	公民館長	松川字横川 235	53-2305	100	
ヘリポート 古殿町民グラウンド	町長	松川字横川 476	53-2365		

12. 緊急輸送対策

資料1-12-1 町所有車両調

部	課別	保有台数				備考
		マイクロバス	普通車	軽自動車	貨物車ほか	
総務部	生活福祉課		1		軽貨1	
	総務課		3			
	議会事務局					
広報部	総務課		1			
福祉部	生活福祉課		1			
	住民税務課		1			
	保育所					
農林部	産業振興課		5	1	軽貨1	
土木・水道部	地域整備課		3	1	2tダンプ 1 グレーター1 ローター 2	
保健衛生部	健康管理センター	1	4			
出納部	出納室					
教育部	教育委員会	1	1			
	公民館		1		軽貨1	
	幼稚園					
計		マイクロバス2	21	2	軽貨3 グレーター1 2tダンプ1 ローター 2	

13. 文教対策

資料1-13-1 県・町指定文化財一覧

指定	名 称	所有者	氏名	住所	TEL	備考
県	西光寺阿弥陀堂	西光寺	田口 正典	田口字久保田 299	3207	
県	木造阿弥陀如来座像	〃	〃	〃	〃	
県	木造地藏菩薩座像	〃	〃	〃	〃	
町	西光寺のキャラ	〃	〃	〃	〃	
町	西光寺のしだれサクラ	〃	〃	〃	〃	
町	西光寺のサルスベリ	〃	〃	〃	〃	
県	越代のサクラ	国有地		大久田字越代		
町	木造聖観音立像	東禅寺	細谷 道雄	山上字松久保 16	3057	
町	木造薬師如来立像	龍台寺	渡辺 光彰	竹貫字池ノ内 92	2806	
町	石造五輪塔	広覚寺	竹貫 義英	山上字五輪平 117	2076	
町	広覚寺のイチョウ	〃	〃	〃	〃	
町	市神の碑	鎌田 光衛	荷市場集落	松川字荷市場 60	2218	
町	小見川藩陣屋文書	有賀 真雄	有賀 真雄	仙石字木戸脇 102	2845	
町	岩城竹貫の弓一式	水野 辰市	水野 辰市	大久田字下大久田 56	3887	
町	堀越のしだれサクラ	堀越集落	班 長	松川字萱附 24	2743	
町	名花地藏のしだれザクラ	名花地藏堂 氏子	会 計 藁谷 勲	論田字上名花 17	4291	
町	浪滝のケヤキ	岡部 一雄	岡部 一雄	山上字浪滝 88	3062	
町	古殿八幡のスギ(杜)	古殿八幡神社	竹貫 洋幸	山上字古殿 38	2439	
町	根本内のキャラ	本郷 次男	本郷 次男	山上字根本内 139	2470	
町	龍台寺のイチョウ	龍台寺	渡辺 光彰	竹貫字池ノ内 92	2806	
町	大作のしだれサクラ	佐藤 久和	佐藤 久和	松川字大作 8	2876	
町	桑原のモミジ	瀬谷 敏一	瀬谷 敏一	松川字桑原 146	2135	
町	上鷗巢のヒイラギ	渡辺 春夫	渡辺 春夫	論田字上鷗巢 175	3963	
町	長八内のサクラ	矢内 宗五	矢内 宗五	山上字長八内 45	3070	
町	下大久田のモミ	下大久田集落	代 表	大久田字下大久田 45	2117	
町	三株のクワ	上遠野 シゲ	上遠野 シゲ	松川字三株 426-15		
町	池ノ内のフジ	常盤 浩章	常盤 浩章	竹貫字竹貫 61	3807	
町	三株のブナ	三株牧野組合	組合長 岡部 政一		2781	
町	和戸内のキャラ	水野 昭	水野 昭	大久田字下大久田 82	2108	
町	下滝不動様の杜	竹貫田集落 不動様氏子	代 表 根本 忠重	山上字竹貫田 45	4130	
町	大平ゆみのがたのキャラ	遠藤 米治	遠藤 米治	山上字大平 155	4263	
町	八ヶ久保北向の桜	佐川 博幸	佐川 博幸	松川字八ヶ久保北向 90-1		
町	前木天神の檜	氏 子	代 表	松川字前木 232-3		
町	長八内の檜	矢内 正昭	矢内 正昭	山上字長八内 74	3070	

町	上鵬巣の桜	渡辺 春夫	渡辺 春夫	論田字上鵬巣 291-18	3963	
町	下論田の大葉菩提樹	小平 竹彦	小平 竹彦	論田字下論田 21-2	4017	
町	越代のスギ	関東森林管理 局		大久田字ヲテマ 国有林		
町	桑原の高野槇	鈴木 栄一	鈴木 栄一	松川字桑原	3464	

古殿町の埋蔵文化財包蔵地

遺跡番号	名称	所在地	種別	時期	遺構・遺物
0500001	下鵬巣遺跡	論田字下鵬巣	散布地	縄文	石器
50500002	長八内遺跡	山上字長八内	散布地	縄文	縄文土器・石鍬
50500003	中井A遺跡	山上字中井	散布地	縄文・弥生	縄文土器・弥生土器・石器
50500004	仙石館跡	仙石字松ヶ平	城館跡	中世	堀切・曲輪・切石を組んだ石垣
50500005	大綱願入寺跡	竹貫字新田	社寺跡	中世	
50500006	仙石陣屋跡	仙石字木戸脇	城館跡	近世	
50500008	湯ノ口遺跡	仙石字湯ノ口	散布地	縄文	縄文土器
50500010	宮前古墳群	山上字宮前	古墳	古墳	方頭大刀・刀子・刀身・ 鉄鍬・鉄鐔・勾玉・切小玉・ ガラス玉・土製小玉
50500011	水ノ出横穴墓群	竹貫字水ノ出	古墳	古墳	直刀・鉄鍬・鏝・人骨
50500012	竹貫城跡	竹貫字竹貫	城館跡	中世	水ノ手・鍛冶場
50500013	田口城跡	田口字青柳	城館跡	中世	空堀
50500014	青柳遺跡	田口字青柳	散布地	縄文・平安	縄文土器・土師器・須恵器・石器
50500015	鎌田古墳群	鎌田字発木内・広沢	古墳	古墳	直刀
50500016	鎌田八幡館跡	鎌田字長光地	城館跡	中世	
50500020	萱附遺跡	松川字萱附	散布地	縄文	縄文土器・土偶・土製器・石器
50500021	鎌田城跡	鎌田字淵ノ上	城館跡	中世	
50500023	三株山遺跡	松川字三株国有地	散布地	縄文	縄文土器・石器・獣骨
50500024	滝ノ平A遺跡	松川字滝ノ平	散布地	縄文	縄文土器・石器
50500025	滝ノ平B遺跡	松川字滝ノ平	散布地	縄文	
50500026	滝ノ平C遺跡	松川字滝ノ平	散布地	弥生	小型壺・石器
50500027	中井B遺跡	山上字中井	散布地	縄文	
50500028	太鼓館跡	仙石字照内	城館跡	中世	
50500030	大久田館跡	大久田字下大久田	城館跡	中世	
50500031	横川館跡	松川字陣場	城館跡	中世	
50500032	有実遺跡	大久田字有実	散布地	縄文	石棒
50500033	犬仏遺跡	山上字犬仏	散布地	縄文	縄文土器
50500034	新館跡	山上字新宿	城館跡	中世	
50500035	古殿館跡	山上字五輪平	城館跡	中世	
50500036	横川館	松川字横川	城館跡	中世	
50500037	笛館	鎌田字下平	城館跡	中世	
50500038	集り製鉄跡遺跡	松川字新集り	製鉄跡	中世	コークスの塊
50500039	中塚遺跡	論田字五斗蒔田	古墳	縄文	土器・石斧・石鍬
50500040	陣場古墳	松川字陣場	古墳		
50500041	奥清館	鎌田字明内	城館跡	中世	
50500042	集り遺跡	松川字新集り	散布地	縄文	
50500043	発地窪遺跡	山上字発地久保	散布地	縄文	
備考					

1 4. 地震対策計画

資料 1 - 1 4 - 1 気象庁震度階級

震 度	説 明	事 項
0	人は揺れを感じない	
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	
2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音をたてることがある。
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が、倒れることがある。
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。
6強	立っていることが出来ず、這わないと動く事が出来ない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。
7	揺れに翻弄され、自分の意志で行動出来ない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。

2. 災害情報の収集伝達

様式2-2-1 被害状況報告書

(1) 一般被害状況

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書										
災 害 の 種 類										
災 害 の 発 生 場 所		古殿町大字								
災 害 の 発 生 日		年		月		日		午前・午後 時 分		
報 告 の 時 限		月		時現在		報 告 時 間		月 日 時 分		
発 信 者					受 信 者					
発 信 担 当 者					受 信 担 当 者					
罹災総数・人的損害	戸 数 (棟)		戸		被 害	一 部 破 損	戸 数 (棟)		戸	
	世 帯 数		世帯				世 帯 数		世帯	
	人 員		人				人 員		人	
	死 者		人			床 上 浸 水	戸 数 (棟)		戸	
	行 方 不 明		人				世 帯 数		世帯	
	負 傷	重 傷		人			人 員		人	
軽 傷		人								
住 家	全 壊 焼	戸 数 (棟)		戸		床 下 浸 水	戸 数 (棟)		戸	
		世 帯 数		世帯			世 帯 数		世帯	
		人 員		人			人 員		人	
家	半 壊 焼	戸 数 (棟)		戸		非 住 屋 被 害	全 壊 (焼)		棟	
		世 帯 数		世帯			半 壊 (焼)		棟	
		人 員		人		被 害 総 額		千円		人
消 防 団 出 動 人 員		人								
応急措置状況・その他										

(2) 公衆衛生関係

[概況・中間・確定]

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 の 発 生 場 所	古殿町大字			
災 害 の 発 生 月 日	年	月	日 午前・午後 時 分	
報 告 の 時 限	月	時現在	報 告 時 間 月 日 時 分	
発 信 者		受 信 者		
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者		
被 害 戸 数	全 壊	戸		
	半 壊	戸		
	床 上 浸 水	戸		
	床 下 浸 水	戸		
罹 災 人 口	人			
公 衆 衛 生 施 設	真 性	人		
	疑 似	人		
	保 菌	人		
	死 者	人		
区 分	単 位	数 量	被 害 額	
公 衆 衛 生 施 設	上 水 道			千円
	簡 易 水 道			
	集 落 排 水 施 設			
	最 終 処 分 場			
	計			
応 急 措 置 状 況 ・ そ の 他				

(3) 農林水産関係

〔概況・中間・確定〕

被 害 状 況 報 告 書									
災害の種類									
災害の発生場		古殿町大字							
災害の発生月		年	月	日	午前・午後		時	分	
報告の時限		月	時	現在	報告時間		月	日	時 分
発信者					受信者				
発信担当者					受信担当者				
区 分		件 数		数 量			被 害 額		
農 地	田	流出埋没							千円
		冠 水							
	畑	流出埋没							
		冠 水							
	再 掲	果 樹 園							
		桑 園							
小計									
区 分		流失埋没	土砂流入	冠水	浸水	その他	計 (ha)	被害額 (千円)	
農 作 物 等	主要食料農産物								
	そ 菜 類								
	果 樹								
	葉 た ば こ								
	計								
区 分		件 数			数 量		被 害 額 (千円)		
家 畜 関 係									
	小計								
林 業 関 係	林 道								
	林 産 物								
	林 業 施 設								
	小計								
治 山 関 係	崩 壊								
	地 滑 り								
	治 山 施 設								
	小計								
農 業 用 施 設 関 係	溜 め 池								
	頭 首 工								
	水 路								
	堤 等								
	道 路								
	橋 梁								
	揚 水 機								
	小計								
応急措置状況 そ の 他									

(4) 商工関係

〔概況・中間・確定〕

被 害 状 況 報 告 書			
災 害 の 種 類			
災 害 の 発 生 場 所	古殿町大字		
災 害 の 発 生 月 日	年 月 日	午前・午後	時 分
報 告 の 時 限	月 時現在	報 告 時 間	月 日 時 分
発 信 者		受 信 者	
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者	
	区 分	件 数	被 害 額 (千円)
ア	工 業		
イ	商 業		
ウ			
エ	計		
応急措置状況 その他			

(5) 土木関係

〔概況・中間・確定〕

被 害 状 況 報 告 書							
災 害 の 種 類							
災 害 の 発 生 場 所	古殿町大字						
災 害 の 発 生 月 日	年 月 日	午前・午後	時 分				
報 告 の 時 限	月 時現在	報 告 時 間	月 日 時 分				
発 信 者		受 信 者					
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者					
	区 分	県 工 事 分	町 工 事 分	計			
		箇 所 被 害 額	箇 所 被 害 額	箇 所 被 害 額	箇 所 被 害 額	箇 所 被 害 額	箇 所 被 害 額
ア	道 路						
イ	河 川						
ウ	橋 梁						
エ	砂 防						
オ							
カ							
キ							
ク							
ケ	計						
応急措置状況 その他	<p>※被災箇所一覧表を添付すること。</p>						

(6) 教育関係

〔概況・中間・確定〕

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 の 発 生 場 所	古殿町大字			
災 害 の 発 生 月 日	年	月	日	午前・午後 時 分
報 告 の 時 限	月 時現在	報 告 時 間	月 日 時 分	
発 信 者		受 信 者		
発 信 担 当 者		受 診 担 当 者		
	区 分	単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア	中学校			
イ	小学校			
ウ	幼稚園			
エ	小計			
オ	教育委員会			
カ	文化財			
キ				
ク				
ケ	合計			
応急措置状況 その他				

(7) その他

〔概況・中間・確定〕

被 害 状 況 報 告 書				
災 害 の 種 類				
災 害 の 発 生 場 所	古殿町大字			
災 害 の 発 生 月 日	年	月	日	午前・午後 時 分
報 告 の 時 限	月 時現在	報 告 時 間	月 日 時 分	
発 信 者		受 信 者		
発 信 担 当 者		受 信 担 当 者		
	区 分	単 位	数 量	被 害 額 (千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
応急措置状況 その他				

(9) 被害状況速報・災害確定報告(1/2) 福島県

災 害 名		被 害 状 況			
		区 分	被 害	被害地区・被害形態等	
即 報 (第 1 報)		人的被害	死者	人	
月 日 時 分 現在			行方不明	人	
確 定	月 日 時 分 確定		負傷者	重傷	人
				軽傷	人
報 告 時 間		住 家 被 害	全 壊	棟	
月 日 時 分 報告				世帯	
管 内 名				人	
市 町 村 名			半 壊	棟	
				世帯	
				人	
報 告 者 名			一部破損	棟	
				世帯	
				人	
災 害 対 策 本 部			床上浸水	棟	
設 置 月 日 時 分		世帯			
解 散 月 日 時 分		人			
水 防 本 部		床下浸水	棟		
設 置 月 日 時 分			世帯		
解 散 月 日 時 分			人		
消 防 職 員 出 延 邸 人 数		非 住 家	公共建物	棟	
			そ の 他	棟	
消 防 団 員 出 動 延 人 数		そ の 他			

特記事項(被害状況の詳細等)

--

被害状況即報・災害確定報告（2/2）福島県

避難勧告・避難指示等					
時 間 帯	避難	世帯数	人	地区名	勧告・指示理由、避難場所等
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				
月 日 時 分～	①				
月 日 時 分～	②				

※「避難」には、「勧告」の場合は①を、「指示」の場合は②を入力すること。

特 記 事 項 （ 被 害 状 況 の 詳 細 等 ）

3. 救助・救急

様式2-3-1 救出用車両調達先調書

品名	数量	調 達 先			
		名称(責任者)	所在地	電話	備考

4. 避難所の設置・運営

様式2-4-1 避難状況調

避 難 指 示					避 難			備 考
月 日 時	地区名	世帯数	人員	避難予定場所	世帯数	人員	避難時間	
9.10 13:05	〇〇	15	73	〇〇公民館	14	70	9.10 14:00~ 17:00	自転車

様式2-4-3 ボランティア名簿
災害名

住所	氏名 (電話番号)	性別	年齢	配属施設											
				月日	月日										
	(53-)														

様式2-4-4 避難収容台帳

責任者 認 印	月日	収容人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
印	9.10	50人	ローソク	50本	9.10 05:00〇〇公民館とし 〇〇が責任者となる	
計	(5)					

- (注) 1. 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
 2. 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式2-4-5 避難所用品物品受払簿

品名	月日	受				受入(購入) 払出し先	払出し数量	残数量	備考
		単位	単価	数量	金額				
ローソク	9.10	本	200	50	1万	〇〇商店 〇〇公民館	50	0	

様式2-4-6 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇公民館	〇〇 〇〇		月 日から 月 日まで	人	〇日間		
〇〇避難所			月 日から 月 日まで	人	〇日間		天幕利用
計			月 日から 月 日まで				
			月 日から 月 日まで				

- (注) 1. 「種別」欄は、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計」欄には、既存建物利用の場合と、野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

様式2-4-7 避難所開設用施設及び器物借用簿

名称	品名(施設)	数量	期間	一日当借上費	金額	所有者(管理者)名

様式 2-4-8 罹災者救出状況記録簿及び修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救出用機械器具				修 繕				備 考
			名称		金額						

救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する。
修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

様式 2-4-9 罹災者救出用機械器具修繕簿

年月日	救出 地区	救出 人員	救出用機械器具				修 繕				備 考
			名称		金額						

救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入し、有償の場合のみ借上費を「金額」欄に記入する修繕の故障の概要は、故障の原因及び主な破損箇所を記入する。

様式 2-4-10 罹災者救出用機械器具燃料受払簿

品名	年月日	購入先・払出先	受			払数量	残数量	備考
			数量	単価	金額			

5. 救援対策

様式2-5-1 飲料水供給記録簿

供給年 月日	供給地区	供給 水量	対象人員	給水用機械器具		所有者 (管理者)氏名	金額	備考
				名称	数量			

- (注) 1. 「対象人員」欄の人員数は、概数で記入して差し支えない。
 2. 給水用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に借上額を記入すること。

様式2-5-2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

品名		単位呼称				
年月日	摘 要		受	払	残	備考

- (注) 1. 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出しを記入すること。
 2. 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておく。

様式2-5-3 給水用機械器具修繕簿

給水用機械 器具の名称	所有者(管理者)氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

- (注) 1. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式2-5-4 炊き出し給与簿

〇〇市町村〇〇炊き出し場

責任者 氏名 印

給食年月日		給食数	実施場所	給食内容	備 考
年月日	区分				
	朝				
	昼				
	夜				
	朝				
	昼				
計	夜				

- (注) 1. 炊き出しを実施した直接の責任者ごとに作成すること。
 2. 「実施場所」の欄は、学校等実際に炊き出しその他による食品の給与を実施した場所を記入すること。
 3. 「給食内容」の欄は献立「にぎり飯、つけもの、乾パン、牛乳」等と記入すること。

様式2-5-5 食料現品給与簿

給与年月日	給与人数	食料									
			米	乾パン	缶詰	住所	世帯主氏名	家族印	受領印	避難先市町村名	備考

様式2-5-6 炊き出しその他による食料給与物品受払簿

品名	月日	受入(購入)				摘要(受入(購入)払出し先)	払出し数量	残数量	備考
		単位	単価	金額	数量				

様式2-5-7 炊き出し用物品借用簿

品名	数量	期間	金額	所有者(管理者)氏名	使用炊出所の名称	備考

- (注) 1. 「期間」欄は「〇月〇日から〇月〇日まで〇日間」と記入すること。

様式 2-5-8 救出物資受払簿

品名	月日	受入数量	購入の受入先、払出先	支払数量	残数

様式 2-5-9 救助物資引継書

<p>救助用の物資を次の通り引き継ぎました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 引継月日</p> <p>2 引継場所</p> <p>3 品目数量 次のとおり</p>	<p style="text-align: right;">輸送責任者職氏名 印</p> <p style="text-align: right;">受領責任者職氏名 印</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品目</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 15%;">輸送数量</th> <th style="width: 15%;">引継数量</th> <th style="width: 15%;">差引過不足</th> <th style="width: 30%;">車両番号 過不足を生じた理由、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>		品目	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	車両番号 過不足を生じた理由、その他						
品目	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	車両番号 過不足を生じた理由、その他								

様式 2-5-10 世帯構成員別被害状況調

年 月 日 時現在 号

世帯構成員別 被害者	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人 世帯	9人 世帯	10人 世帯	10人 以上 世帯	計	小学 校	中学 校
	全壊(焼)													
流出														
半壊														
床下浸水														

(注) 全壊(焼)、流出及び半壊(焼)、床下浸水別、大人、子供、及び男女別%を報告のこと。

様式2-5-11 救助物資購入（配分）計画表

種別 品名	1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人		8人		9人		10人		計	
	数量	世帯数	数量	世帯数	数量	世帯数																

- (注) 1. 本表は全焼等と半焼等に分けて作成すること。
 2. 各世帯区分の数量×世帯数はそれぞれの品名の所要数となる。

6. 被災住宅に対する応急措置

様式2-6-1 応急仮設住宅入居該当者調

番号	罹災台帳番号	氏名	職業	住所	家族人員		生活程度	摘要
					人員数	同上中稼働力者		
							上、中、下 保護世帯	
							上、中、下 保護世帯	
							上、中、下 保護世帯	
							上、中、下 保護世帯	

様式2-6-2 応急仮設住宅該当対象者選定調書

罹災台帳番号												
地区名	対象者			住所			氏名					
調査員 調査事項	資産状況		動産 不動産				職業					
	罹災の概要				家族の概要							
町(部落) 総代意見												
民生委員 意見												
調査員 総合意見												
要施行	有・無		調査員								印	

様式 2-6-3 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅番号	住 所	世帯主名	家族数	入居年月日	敷地区分	摘 要

- (注) 1. 本台帳は、市町村別とする。
 2. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に対する番号とし、なお、参考として設置個所を明らかにした簡単な図面を市町村別に作成し、添付しておくこと。
 3. 「住所」欄は、罹災前の住所を記入すること。
 4. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 5. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにしておくこと。
 6. 「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 例えば、「平成〇年〇月公営住宅に入る現在空室」または、「平成〇年〇月増築許可」等。

様式 2-6-4 住宅応急修理記録簿

住所	世帯主氏名	職業	家族数	修理箇所概要	修理着工年月日	修理完了年月日	修理費円	備考

様式 2-6-5 応急修理該当者調

番号	罹災台帳番号	職業	住所	家族人員		生活程度	被害程度	修理予定箇所	備考
				人員数	家族人員中稼働力者				

- (注) 1. 被害度は、計画樹立に参考となるような事項を記載すること。

様式 2-6-6 応急修理施行対象者選定調書

罹災台帳 番 号								
地区名		町(部落)名		対象者	住所		氏名	
調査員 調査事項	資産状況	動産 不動産			職業			
	罹災の概要				家族の概要			
町(部落) 総代意見								
民生委員 意見								
調査員 総合意見								
要施行	有 ・ 無	調査員						印

7. 医療（助産）救護

様式 2-7-1 救護班編成及び活動記録簿

年 月 日	市町村名	診察患者数	死体 検案数	班の編成	班長職氏名	備考
○月○日から ○日間	古殿町	内科 ○	○	医師 ○ 薬剤師 ○ 看護師 ○ その他 ○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日まで		外科 ○		医師 ○ 看護師 ○ その他 ○		
○月○日から ○日間	古殿町	内科 ○	○	医師 ○ 看護師 ○ その他 ○	○○病院 (医師氏名)	
○月○日まで		外科 ○		その他 ○		

- (注) 1. 「診察患者数」欄は、延べ人員数を記入する。
 2. 「班の編成」欄は、職種ごとの人員数を記入すること。
 3. 助産を実施した場合も記入すること。
 4. 死体の処理を実施した場合も記入する。

様式 2-7-2 医薬品衛生材料受払簿

品名 抱帯 単位 呼称 平 方 米

年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
○年○月○日	○○薬品(株)	○○			単価○○, ○○○円
〃	○○病院救護班		○	○	
○年○月○日	○○病院救護班		○	○	
	計	○ (○○○円)	○ (○○○円)		

- (注) 1. 「摘要」欄に購入先又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式 2-7-3 病院診療所医療実施状況

市町 村名	診療機関名	診療期間	診療人員		診療報酬 点数	金額	備考
			入院	退院			
○○村	○○病院	00.00 ○○日間	○	○ -	00.000	00.000	健 保
		00.00 ○○日間	○	○ -			
○○村	○○病院	00.00 ○○日間	○	○ -	00.000	00.000	国 保
		00.00 ○○日間	○	○ -			
計		00.00 ○○日間	○	○ -	00.000	00.000	

- (注) 1. 「診療人員」欄は、延べ人員数を記入すること。

様式 2-7-4 救護班出動編成表

○○ 救護班

班 長	班 員	期 日	自	月	日	時	分
			至	月	日	時	分
		場 所					
		摘 要					

様式 2-7-5 救護班診療記録簿

〇 〇 救 護 班
班長医師 氏 名 印

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	氏名	措置概要	備考

様式 2-7-6 救護班医薬品衛生材料使用簿

〇 〇 救 護 班
班長医師 氏 名 印

医薬品衛生材料品名	単位 呼称	単価	摘要	受	払	残	備 考
		円					
							計 000.000 (残品返納)

- (注) 1. 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
2. 「摘要」欄に受入先を記入すること。
3. 「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

様式 2-7-7 助産台帳

分娩者			分娩の 日 時 場 所	助産機関名	期間	金 額	備 考
住 所	氏 名	年齢					

様式 2-8-2 防疫活動状況報告書

約 束 番 号		防 疫 活 動 状 況 報 告								報 告 機 関 名
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	備 考
		防 疫 活 動 を し て い る 市 町 村 数 (応 援 を 除 く)	防 疫 活 動 を し て い る 保 健 所 数 (応 援 を 含 む)	保 健 所 職 員 (雇 上 職 員 を 含 む) の 防 疫 活 動 従 事 者 数	清 潔 方 法 を 行 っ た 戸 数	行 っ た 件 数 ね す み 属 ・ 昆 虫 等 の 駆 除 を	行 っ た 件 数 生 活 の 用 に 供 さ れ る 水 の 供 給 を	集 団 避 難 所 数	集 団 避 難 所 の 収 容 人 数	
	当 日				()	()	()			
	累 計				()	()	()			
	当 日				()	()	()			
	累 計				()	()	()			
	当 日				()	()	()			
	累 計				()	()	()			
	当 日				()	()	()			
	累 計				()	()	()			
	当 日				()	()	()			
	累 計				()	()	()			
計	当 日				()	()	()			
	累 計				()	()	()			

注 1 : 国の示した様式を一部変更しています

注 2 : 4.5.6 欄の () には、保健所長が法に基づき指示を行った場合の戸数を内数で計上すること。

様式2-8-3 災害防疫業務完了報告書

- 1 災害発生年月日
- 2 災害の原因
- 3 被害の概要
- 4 町のとった措置の概要
 - 1 災害防疫本部の活動
 - 2 災害援助活動
 - (イ) 医療救護
 - (ロ) 給水作業
 - 3 災害防疫活動
 - (イ) 予防宣伝
 - (ロ) 調査指導
 - (ハ) 検病調査
 - (ニ) 患者処理
 - (ホ) 飲料水の確保及び井戸の消毒
 - (ヘ) 家屋の消毒及び消毒薬の使用法
 - (ト) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (チ) 避難所の防疫指導
 - (リ) し尿処理の指導
 - (ヌ) 泥土、堆積物の処理及び清潔方法
 - (ル) その他
- 5 伝染病の発生状況
- 6 予防接種
- 7 伝染病院隔離病舎の被害状況
- 8 予算の概要

様式2-8-4 地区別被害調査票

部 落 (字) 名	総戸数	被 害 戸 数					換算被害戸数	被害率	り 災 人 口	
		流失	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水				

9. 死者の捜索、遺体の処理等

様式2-9-1 死体捜索状況記録簿

年 月 日	捜索地区	捜索死体	捜 索 機 械 器 具			金額	備考
			名称	数量	所有者(管理者)氏名		

(注) 1. 捜索用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。

様式2-9-2 死体捜索用機械器具燃料受払簿

品名	単位呼称	リットル			備考
年月日	摘 要	受	払	残	

(注) 1. 「適用」欄に購入先、又は受入先及び払出先を記入しておくこと。
 2. 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式2-9-3 死体捜索用機械器具修繕簿

機械器具の 名称	所有者(管理者)の 氏名	故障年月日	故障の概要	修繕年月日	修繕費	備考

(注) 1. 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式2-9-4 死体処理台帳

死亡年月日	死亡原因	死体発見の 日時及び場所	死亡者		遺族		洗浄等の措置費			死体一時保存 の場所及び 保存期間	備考
			住所 氏名	年齢	住所 氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額		

様式2-9-5 埋葬台帳

死亡年月日	死亡原因	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費			備考
			住所 氏名	年齢	死亡者との 関係	住所 氏名	棺付属品 を含む	埋葬又は 火葬料	計	

- (注) 1. 埋葬を行った者が、市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 2. 市町村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」欄に明らかにしておくこと。
 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

10. 障害物除去対策

様式2-10-1 障害物除去該当者調

番号	罹災 台帳 番号	氏名	職業	住所	人員数	左の内 稼働力者	生産 程度	被害 程度	障害物 除去 予定箇所	備考	実施有無
						上・中 被保護					

様式2-10-2 障害物除去該当者選考調書

罹災台帳番号

校区名	地区名	対象者	住所	氏名	
調査員調査事項	資産状況 動産 不動産	職業			
	罹災の概要	家庭の概要			
区長意見					
民生員意見					
調査総合意見					
要 施 行 有 無		調査員	印		

様式2-10-3 障害物除去の実施状況記録簿

家族被害程度区分	住所	氏名	職業	家族数	除去を要すべき状態の概要	除去に要した期間	金額 円	備考

11. 文教対策

様式2-11-1 被災教科書及び教科書学用品交付簿

帳 罹 番 災 号 台	児童氏名	中・小別	学年	保護者 (世帯主)	受領印	教科書										学用品					

(注) 本表は学年別に分けて作成すること。

様式2-11-2 学用品購入(配分)計画書

小中学	小学校			中学校			合計		備考
区分	児童数	数量	金額	生徒数	数量	金額	生徒数	金額	
単価									
品名									

様式2-11-3 学用品受払簿

品名	月 日	受入数量	摘 要	払出数量	残

様式2-11-4 教科書購入(配分)計画書

学年	1年			2年			3			合計		備考
区分	児童数	単価	金額	児童数	単価	金額	児童数			児童数	金額	
教科												
教科書名												